

日野市ユニバーサルデザイン推進条例策定に向けて、委員会からの提言書がまとまりました

提言書のポイント

■日野市のユニバーサルデザインのまちづくりの目標像

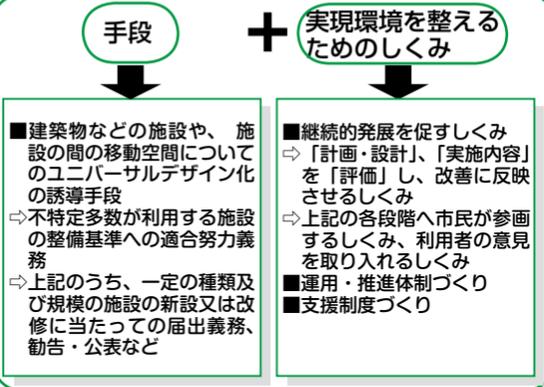
⇒市民だれもが自らの意思で自由に行動して、余暇文化活動を含めたあらゆる活動に参加し、充実した生活を送ることができる生活環境を実現したまち
⇒上記の生活環境の実現によって、市民誰もが人生を楽しみながら希望を持って生きられるまち

■本条例の理念と名称

⇒「ユニバーサルデザイン」ということばを、多様な人々が可能な限り最大限に使いやすいように、生活環境をデザインしようと、たゆみなく努力し続けることと定義し、この考え方を本条例の理念（基本姿勢）とします
⇒この理念にのっとり、名称を「日野市ユニバーサルデザイン推進条例」とします

■本条例の役割と構成

⇒上記の目標像を実現するため、以下を備えるものとします



「ユニバーサルデザイン推進条例」の策定作業を進めています。条例策定にあたって、利用者の方の意見を条例に反映させるため、平成19年3月に、市民及び障害者団体、関連市民団体、学識経験者等で構成される「ユニバーサルデザイン推進条例検討委員会」を設置し、検討を進めてきました。そして、平成19年12月、9回にわたる委員会での検討結果を「提言書」としてまとめ、市長に提出しました。この提言書は、「こんな条例にしてほしい」というもので、今後、これを踏まえて、条例の策定作業に入ります。そこで、この提言書に対して広く市民の皆さんの意見を伺います。詳しい内容は、市内各図

ご意見をお寄せください

「ご意見」ご提案は、2月15日(金)までに、住所、氏名、電話番号、その他の連絡先を記入し、いずれかの方法でお寄せください。

- ▽郵送 〒191-8686 日野市役所都市計画課 FAX 583-4483
- ▽Eメール tokskai@city.hino.lg.jp

■市税・国民健康保険税の納期
市税・国民健康保険税の納付には、便利な口座振替をご利用ください。一度手続きをすれば、毎回金融機関へ納付に行く必要がありません。また、3月末までに手続きをしますと、平成20年度から全税目で口座振替が出来ます。

■「問合せ先」納税課
人権擁護委員の委嘱について
1月1日付で、法務大臣から次の4人の方が委嘱を受け、任期満了に伴い、12月31日付で2人の方が退任されました。
「委嘱を受けられた方」吉野美智子、能瀬康英、日野昭和、山口徹雄の各氏※任期は平成22年12月31日まで
「退任された方」平清太郎、片岡千壽子の各氏
「問合せ先」市長公室市民相談担当

■起業・新分野開拓を応援します！
「起業家支援オフィス」では、ベンチャー企業の起業やものづくりに関する市民の期待が高まる中、誰もが使いやすいまちの実現を目指して、現在、「日野市ユニバーサルデザイン推進条例」の策定作業を進めています。委員会」を設置し、検討を進めてきました。そして、平成19年12月、9回にわたる委員会での検討結果を「提言書」としてまとめ、市長に提出しました。この提言書は、「こんな条例にしてほしい」というもので、今後、これを踏まえて、条例の策定作業に入ります。そこで、この提言書に対して広く市民の皆さんの意見を伺います。詳しい内容は、市内各図

交通災害共済見舞金

等級	交通災害の程度 (交通災害を受けた日から1年以内)	見舞金額	
		Aコース (年額 1,000円)	Bコース (年額 500円)
1等級	死亡	300万円	150万円
2等級	重度の後遺障害※注	200万円	100万円
3等級	入院日数90日以上 の傷害	45万円	30万円
4等級	入院日数60日以上 の傷害	30万円	20万円
5等級	入院日数30日以上 または 実治療日数100日以上の 傷害	22万円	15万円
6等級	入院日数20日以上 または 実治療日数50日以上の 傷害	15万円	10万円
7等級	入院日数10日以上 または 実治療日数25日以上の 傷害	12万円	8万円
8等級	実治療日数10日以上の 傷害	8万円	5万円
9等級	実治療日数5日以上の 傷害	5万円	3万円
10等級	実治療日数5日未満の 傷害	3万円	2万円

※ 身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる1～3級の障害に該当したときをいいます

月2万円「問合せ先」起業家支援オフィス(☎583-1905)、市産業振興課
■改正パート労働法セミナー
「日時」①2月20日(水)午後2時～4時②2月29日(金)午後2時～4時
「会場」福祉支援センター
「内容」①パート労働法改正と処遇のポイント②パート社員との社会保険、雇用保険の留意点
「講師」横山玲子氏(社会保険労務士)「定員」先着60人
「申込方法」電話・FAXで労働相談情報センター八王子事務所(☎042-643-0278 FAX 042-645-7185)へ※ホームページ「TOKYO」はたらくネット」(http://www.hatarakumetro.tokyo.jp/)からも申込可
■交通災害共済「ちよこつと共済」に加入を
「ちよこつと共済」は、東京都39市町村の住民が会費を出し合い交通事故に遭った時、見舞金(別表参照)を受けられる助け合いの制度です。

届け出が必要な工事一覧

対象建設工事の種類	規模の基準
建築物の解体工事	床面積の合計80㎡以上
建築物の新築・増築工事	床面積の合計500㎡以上
建築物の修繕・模様替等工事(リフォーム等)	請負代金の額1億円以上
建築物以外の工作物の工事(土木工事等)	請負代金の額500万円以上

「問合せ先」建築指導課(☎587-6211)
■「選べる2コース制」Aコース：年額1千円の会費、Bコース：年額500円の会費「共済期間」4月1日～平成21年3月31日の1年間「加入資格」市に住

「建設工事の実施は「分別」と「リサイクル」が必要」
「建設工事には事前に届け出を」
「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、一定規模以上の工事については、分別解体等及び再資源化等が義務付けられています。これにより、該当する工事施工時には、1週間前までに届け出が必要になります。市では分別解体の徹底とより積極的なリサイクル活動を行い、環境にやさしいまちづくりを推進します。

「問合せ先」環境保全課
■「生活資金融資」教育・医療等の生活資金に最高100万円の融資「退職金共済掛金補助事業」国や商工会が実施する退職金共済制度に加入すると補助が受けられます「レジャー・レクリエーション補助事業」①バスツアーの実施②宿泊助成(1泊2千円を会員1人年間2泊まで補助)③レジャー施設等の割引
■「健康維持増進事業」人間ドックや脳ドックへの助成、ゴルフ大会等の事業「生涯学習事業」NHK学園生涯学習通信講座等の受講料の一部助成「その他の事業」会員の店舗(飲食店)での利用券の発行などの事業

■「猫は屋内で飼いましょう」
「動物の愛護及び管理に関する法律」で、「猫の所有者等は、疾病の感染防止、交通事故防止等、猫の健康と安全保持の観点から室内飼育に努める」、「繁殖を希望しない場合は繁殖を制限するための措置を講じる」等の所有者責任(飼い主責任)が強化されています。
■「問合せ先」環境保全課

エンジェルフォトギャラリー

毎月抽選で2名の赤ちゃんを無料撮影してギャラリーに掲載いたします。対象は6ヶ月から1歳半の赤ちゃん
日野店、多摩平店にて撮影いたします。

日野店581-0216
多摩平店581-1245

(有)ベッティ写真館 お申し込みは多摩平店 581-1245

「よりよい聞こえ」で、もっと素敵な毎日

伊勢丹 立川店6階＝ハートフルステーション 2月6日(水) 2時～5時
リオネット補聴器の相談会を行います。
補聴器コーナー = 担当:伊藤・水野
詳細はお問い合わせ下さい。

主要取扱メーカー:シーメンス、リオン、ワイデックス TEL・FAX042(521)7676(直通)